

国土建第364号  
平成24年3月30日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



### 建設業法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号。以下「法」という。）により、建設業法（昭和24年法律第100号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）が改正され、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の法定代理人が法人であるときは、その役員について、これらの法律による許可又は登録（以下「建設業の許可等」という。）の欠格要件を判断することとなりました。

今般、法の施行（平成24年4月1日）に伴い、建設業の許可等の申請に際して必要となる建設業法施行規則等に基づく提出書類について、所要の改正を行ったところです（平成24年3月30日公布、平成24年4月1日施行）。

改正の内容は別添のとおりですので、貴団体におかれましてはその趣旨を十分ご理解の上、適切に対応されますよう、傘下の建設業者等に対して周知指導方お願いします。

## ○国土交通省令第三十四号

民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）の施行に伴い、並びに建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条第一項（同法第十七条において準用する場合を含む。）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二十二条第二項及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第一百四号）第二十二条第二項の規定に基づき、建設業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年 月 日

国土交通大臣 前田 武志

建設業法施行規則等の一部を改正する省令

（建設業法施行規則の一部改正）

第一条 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「法定代理人」の下に「（法人である場合においては、その役員）」を加え、同項中第十六号を第十七号とし、第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十二 個人である場合（第三号の未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合に限る。）においては、その法定代理人の登記事項証明書

第四条第一項中「第十六号」を「第十七号」に改め、同条第三項中「第十一年号」を「第十二年号」に、「第十三号から第十六号」を「第十四号から第十七号」と、「第十三号及び第十六号」を「第十一号、第十四号及び第十七号」に改める。

別記様式第六号「役員、」を「役員及び」に、「及び法定代理人」を「並びに法定代理人及び

法定代理人の役員」と改める。

別記様式第十一号中  
〔 法人の役員 〕  
〔 本 人 を 〕  
〔 法定代理人 〕  
〔 法人 の 役 員 〕  
〔 本 法 定 代 理 人 〕  
〔 法定代理人の役員 〕  
に改める。

(淨化槽工事業に係る登録等に關する省令の一部改正)

第二条 淨化槽工事業に係る登録等に關する省令(昭和六十年建設省令第六号)の一部を次のとおり改正する。

第三条第一項第一号中「法定代理人」の下に「(法人にあつては、当該法人及びその役員)」を加える。

別記様式第十一号「、その役員及び法定代理人」を「及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員」と改める。

別記様式第三号中

〔法人の役員〕  
本  
人  
法定代理人

〔法人の役員〕  
本  
法  
定  
代  
理  
人  
法定代理人の役員

に改める。

(解体工事業に係る登録等に関する省令の一部改正)

第三条 解体工事業に係る登録等に関する省令(平成十三年国土交通省令第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「法定代理人」の下に「(法人である場合にあつては、当該法人及びその役員。第三号において同じ。)」を加え、同項に次の一号を加える。

五 登録申請者(未成年者である場合に限る。)の法定代理人が法人である場合にあつては、当該法定代理人の登記事項証明書

第四条第二項第一号中「法定代理人」の下に「(法人である場合にあつては、その役員)」を加え、同項第二号中「(当該役員が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該役員及びその法定代理人)」を削る。

第六条第一項第四号中「及び第三号」を「第三号及び第五号」に改める。

別記様式第一号の裏面を次のように改める。

別記様式第11号「、その役員及び法定代理人」を「及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員」と読みな。

法人の役員  
本  
法定代理人

送人  
人  
本  
法定  
代理人  
の役員

人  
人  
法定  
代理人の役員

別記様式第五号の表面を次の如く改め。

附 則

この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

(A 4)

法第31条に規定する者（技術管理者）の氏名	
営業所の名称及び所在地	
法定代理人が個人である場合	所在地 郵便番号（　　） 電話番号（　　）
未成年者である場合の法定代表人代理	法定代理人が法人である場合
法定代理人が個人である場合	所在地 郵便番号（　　） 電話番号（　　）
法定代理人が法人である場合	所在地 郵便番号（　　） 電話番号（　　）
他の都道府県知事の登録状況	
登録番号	登録番号

裏面

備考

- 1 ※印のある欄には、記入しないこと。
- 2 「新規・更新」については不要なものを消すこと。
- 3 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載すること。

建設業法施行規則等の一部を改正する省令案新旧対照表

○ 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（法第六条第一項第六号の書類）	（法第六条第一項第六号の書類）
	第四条 法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。	第四条 第六条第一項第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
一・二. (略)	一・二. (略)	一・二. (略)
三 別記様式第十二号による許可申請者（法人である場合においてはその役員をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人（法人である場合においては、その役員）を含む。以下この条において同じ。）の略歴書	三 別記様式第十二号による許可申請者（法人である場合においてはその役員をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人を含む。以下の条において同じ。）の略歴書	三 別記様式第十二号による許可申請者（法人である場合においてはその役員をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人を含む。以下この条において同じ。）の略歴書
四・十一. (略)	四・十一. (略)	四・十一. (略)
十二. 個人である場合（第三号の未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合に限る。）においては、その法定代理人の登記事項証明書	十二. (新設) (略)	十二. (新設) (略)
十三・十七. (略)		
2 一般建設業の許可を申請する者（一般建設業の許可の更新を申請する者を除く。）が、特定建設業の許可又は当該申請に係る建設業以外の建設業の一般建設業の許可を受けているときは、前項の規定		

にかかわらず、同項第二号及び第七号から第十七号までに掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、法第九条第一項各号の一に該当して新たに一般建設業の許可を申請する場合は、この限りでない。

3 許可の更新を申請する者は、第一項の規定にかかわらず、同項第二号、第七号から第十二号まで及び第十四号から第十七号までに掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、同項第七号、第八号、第十号、第十一号、第十二号、第十四号及び第十七号に掲げる書類については、その記載事項に変更がない場合に限る。

にかかわらず、同項第二号及び第七号から第十六号までに掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、法第九条第一項各号の一に該当して新たに一般建設業の許可を申請する場合は、この限りでない。

3 許可の更新を申請する者は、第一項の規定にかかわらず、同項第二号、第七号から第十一号まで及び第十三号から第十六号までに掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、同項第七号、第八号、第十号、第十三号及び第十六号に掲げる書類については、その記載事項に変更がない場合に限る。

誓 約 書

誓 約 書

申訴者、申請者の役員及び選挙業法施行令第3条に規定する使用人並びに法定代理人は、  
及び法定代理人の役員は、同法第3条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている次各  
要件に該当しないことを誓約します。

平成 年 月  
日印  
申請者

申訴者

平成 年 月  
日印  
申請者

申請者

申訴者、申請者の役員、選挙業法施行令第3条に規定する使用人及び法定代理人は、  
同法第3条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている次各  
要件に該当しないことを誓約します。

地方整備局長  
北海道開拓局長  
知事 殿

地方整備局長  
北海道開拓局長  
知事 殿

記載済印

「 地方整備局長  
北海道開拓局長  
知事 」  
について、不要のものを消すこと。

「 地方整備局長  
北海道開拓局長  
知事 」  
について、不要のものを消すこと。

卷之三

○ 淨化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和六十年建設省令第六号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（登録申請書の添付書類）

第三条 法第二十二条第二項に規定する国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 工事業登録申請者（法人にあつてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）を、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者についてはその法定代理人（法人にあつては、当該法人及びその役員）を含む。以下この条において同じ。）が法第二十四条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面

二・三 （略）

二・五 （略）

2・3

（略）

（登録申請書の添付書類）

第三条 法第二十二条第二項に規定する国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 工事業登録申請者（法人にあつてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）を、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者についてはその法定代理人を含む。以下この条において同じ。）が法第二十四条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面

哲約會

登録申請者及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、  
特化構法第24条第1項各号に該当しない者であることを誓約し立す。

年月日

誓 約 書

登録申請者及びその後員並びに選定代理人及び選定代理人の後員は、  
海化協法第24条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

誓約書

登録申請者、その役員並びに法定代理人は、特化権法第24条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

古文

誓約書  
登録申請者、その役員並びに法定代理人人等、特化権法  
第24条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

2 「次期」の際には、行政処分等についても諮詢されること。
1 指定代理人の役目
2 指定代理人の権限
3 指定代理人の選任

○ 解体工事業に係る登録等に関する省令（平成十三年国土交通省令第九十二号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
-------------	--------

（登録申請書の添付書類）

第四条 法第二十二条第二項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 解体工事業者の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）が法人である場合にあってはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）、営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人（法人である場合にあっては、当該法人及びその役員。第三号において同じ。）が法第二十四条第一項各号に該第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面

二～四 （略）

五 登録申請者（未成年者である場合に限る。）の法定代理人が法人である場合にあっては、当該法定代理人の登記事項証明書

2 都道府県知事は、次に掲げる者に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）について、同法第三十条の七第五項の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第三十条の八第一項の規定によるその利用ができないときは、登録

（登録申請書の添付書類）

第四条 法第二十二条第二項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 解体工事業者の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）が法人である場合にあってはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）、営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人（法人である場合にあっては、当該法人及びその役員。第三号において同じ。）が法第二十四条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面

二～四 （略）

（新設）

2 都道府県知事は、次に掲げる者に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）について、同法第三十条の七第五項の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第三十条の八第一項の規定によるその利用ができないときは、登録

申請者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

一 登録申請者が個人である場合にあっては、当該登録申請者（当該登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該登録申請者及びその法定代理人）

人（法人である場合にあっては、その役員）

二 登録申請者が法人である場合にあっては、その役員

一 登録申請者が個人である場合にあっては、その役員（当該役員が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該役員及びその法定代理人）

二 登録申請者が法人である場合にあっては、その役員（当該役員

三 （略）  
355 （略）  
(変更の届出)

第六条 法第二十五条第一項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書面を別記様式第六号による変更届出書に添付しなければならない

一～三 （略）

四 法第二十二条第一項第四号に掲げる事項の変更 第四条第一項第一号、第三号及び第五号の書面

五 （略）

申請者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

一 登録申請者が個人である場合にあっては、当該登録申請者（当該登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該登録申請者及びその法定代理人）

人

一 登録申請者が個人である場合にあっては、その役員（当該役員が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該役員及びその法定代理人）

二 登録申請者が法人である場合にあっては、その役員（当該役員

三 （略）  
355 （略）  
(変更の届出)

第六条 法第二十五条第一項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書面を別記様式第六号による変更届出書に添付しなければならない

一～三 （略）

四 法第二十二条第一項第四号に掲げる事項の変更 第四条第一項第一号及び第三号の書面

五 （略）

基 法第31条に規定する者(技術管理者)の氏名	
----------------------------	--

(A.4)

基 法第31条に規定する者(技術管理者)の氏名	
営業所の名前及び所在地	

(A.4)

アリガナ 名 称	郵便番号( ) 電話番号( )
-------------	--------------------

アリガナ 氏 名	郵便番号( ) 電話番号( )
-------------	--------------------

基 法第31条に規定する者(技術管理者)の氏名	
営業所の名前及び所在地	
アリガナ 姓 所	郵便番号( ) 電話番号( )
アリガナ 姓 所	郵便番号( ) 電話番号( )
未成年者 会の法定 代理人、 法人で ある場 合	
アリガナ 姓 所	郵便番号( ) 電話番号( )
アリガナ 姓 所	郵便番号( ) 電話番号( )
未成年者 会の法定 代理人、 法人で ある場 合	
他の都道府県知事の登録状況	
基 法 第 31 条 に 規 定 す る 者 の 姓 名 と 基 法 第 31 条 に 規 定 す る 者 の 姓 名 と	基 法 第 31 条 に 規 定 す る 者 の 姓 名 と 基 法 第 31 条 に 規 定 す る 者 の 姓 名 と

備  
考

- 1 没印のある欄には、記入しないこと。
- 2 「新規・更新」については不要なものを消すこと。
- 3 「営業所の名前及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載すること。

備  
考

- 1 ※印のある欄には、記入しないこと。
- 2 「新規・更新」については不要なものを消すこと。
- 3 「営業所の名前及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載すること。

誓約書

登録申請者及びその従員並びに法定代理人及び法定代理人の従員は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第24条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

年月日

申、帝、者、

卷  
三

被 人 の 律 师	
本 人	の 被 訴
委 定 代 理 人	の 被 訴
法定 代 理 人 の 被 責	の 被 訴

については、不要のものを消すこと。

上記の要領による申入の方法

舊約全書

登録申請者　その役員並びに法定代理人は、建設工事に係る資本の再資本化等に関する法律第24条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

卷四

中譜者

四

卷之三

- 2 「全年月日」の欄は、森林申請者が法人である場合は記載しないこと。  
3 「賞罰」の欄には、「行政処分等についても記載すること。

